

基安計発0424第1号
基安安発0424第2号
基安労発0424第1号
基安化発0424第1号
平成26年4月24日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

計画課長

安全課長

労働衛生課長

化学物質対策課長

(公印省略)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく行政文書の開示に係る本省協議の見直しについて

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に基づく開示請求については、平成25年3月27日付地発0327第15号「行政機関個人情報保護関係の審査基準、事務処理手引及び開示・不開示マニュアルの一部改正並びに裁決・決定書作成マニュアルの作成について」により、開示・不開示に係る前例や同類型の事案が蓄積され、開示決定等に係る一定の判断が確立されてきた案件については協議不要とされている。

災害調査復命書や計画届その他の安全衛生分野の行政文書に係る行政機関個人情報保護法に基づく開示請求に関しては、これまで全数の本省協議を原則としていたところであるが、これらの文書についても、開示・不開示に係る前例や同類型の事案が蓄積され、開示決定等に係る一定の判断が確立されてきたものと考えられることから、今後の安全衛生業務の一層の事務簡素化を図る観点と併せ、かかる取扱いを省略して差し支えないこととした。

過去に前例のない開示請求がなされた場合等、開示・不開示等の判断に疑義がある事案については、従前のおり、本省協議を行うことを妨げるものではないことを了知された。